

令和4年度八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請前チェックシート
家庭用燃料電池システム(エネファーム)・定置用リチウムイオン蓄電システム
・窓の断熱改修・太陽熱利用システム・V2H充放電設備

○＜交付申請書類提出時の注意事項＞

【提出用】

- ① 交付申請は、設置工事着工日の20日前(土・日・祝日の場合はその前日)までに、添付書類と一緒に提出してください。
 なお、建売住宅については、購入住宅引き渡し日の20日前(土・日・祝日の場合はその前日)までに、添付書類と一緒に提出してください。
- ② 蓄電システムにおいては、実績報告書の提出までに住宅用太陽光発電設備が設置されている必要があります。
- ③ V2H充放電設備においては、実績報告書の提出までに住宅用太陽光発電設備が設置され、電気自動車を導入されている必要があります。
- ④ 提出書類の記載内容の不備や、添付書類の不足がないようにしてください。
※不備・不足がある場合は、受付できません。
- ⑤ 同一住所において、過去にこの制度の同一の設備による市の補助金を受けたことがある場合は、補助金の対象となりません。

○＜交付申請書類のチェック項目＞

＜申請様式と確認事項＞		チェック欄	
1 交付申請書(第1号様式)	● 右上の日付は、未記入としているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 申請者記入欄に漏れがないか。	<input type="checkbox"/>	
	● 補助対象設備を設置する住宅の所在地は、契約書の地番となっているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 申請者以外に住宅の所有者がいる場合は、全ての所有者の署名があるか。	<input type="checkbox"/>	
2 補助対象設備の概要(第1号様式 別紙)	● 工事着工予定日は、上記①の20日前の条件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 補助対象経費は、契約書や見積書の金額と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
	● チェック漏れ、記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/>	
＜添付書類と確認事項＞		チェック欄	
3 契約書及び見積書の写し	● 契約書は、契約者や設置(建築)場所の地番及び工事着工日や工事完了日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 申請者＝契約者になっているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 建売住宅の場合は、契約締結日が令和4年4月1日以降であるか。	<input type="checkbox"/>	
	● 契約書に設置経費(機器代や工事費)の内訳明細が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
	＜契約書に設置経費の内訳明細が記載されていない場合、見積書を提出＞		
	● 見積書には、発行した事業者の名称、所在地が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
4 固定資産課税台帳記載事項証明書又は登記簿謄本(※既築住宅の場合のみ)	● 申請者名義の家屋の固定資産課税台帳記載事項証明書(建物の登記簿謄本)となっているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 申請者＝契約者＝所有者になっているか。	<input type="checkbox"/>	
5 建物全体カラー写真(※窓の断熱改修の場合のみ)	● 4で登記の日から1年未満の登記簿謄本を提出した場合は、建物全体写真を添付しているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 足場が取れていることが確認できる写真となっているか。	<input type="checkbox"/>	
6 カタログ又は仕様書等	● 設備のメーカー名、型式、容量など仕様が確認できるカタログの写しとなっているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 蓄電システムの場合、構成する個々の型番とパッケージ型番が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
7 設備の設置図・配置図	● 設備の設置位置が分かるものであるか。	<input type="checkbox"/>	
	● 窓の断熱改修の場合、断熱窓の設置位置と枚数がわかる、平面図・立体図を添付しているか。	<input type="checkbox"/>	
8 現況カラー写真	● 既築住宅の場合、設備の設置予定場所の写真は、周囲の壁等を含み、建物における設置場所が分かるものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	
	● 新築(建売)住宅の場合、設備の設置予定場所の写真は、周囲の壁等を含み、建物における設置場所が分かるものとなっているか。設置予定場所の撮影が難しい場合は、建物の現況(更地、建築中、取壊し前の建物等)を写したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	
9 各設備については、右の認証を受けていること。	● エネファーム:国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。	<input type="checkbox"/>	
	● 蓄電システム:国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。		
	● 窓の断熱改修:国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。		
	● 太陽熱利用システム:一般社団法人ベターリビングにより優良住宅部品として、認定を受けたものであること。		
	● V2H充放電設備:国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。		